

○新座市生け垣設置助成要綱

平成3年3月30日

告示第45号

注 令和4年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この告示は、新座市みどりのまちづくり条例（平成3年新座市条例第3号）第18条の規定に基づき、市域の緑化を推進するため生け垣を設置する市民及び事業者に対し、生け垣設置費用の一部を助成するために必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、市税等を滞納していない者であって、市内の住宅又は事業所等の敷地内に、次の各号に該当する生け垣を設置しようとするものとする。

(1) 道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。）に面して延長2メートル以上で外部から眺望できるものであること。

(2) 生け垣の高さが1メートル以上であること。

(3) 植栽する樹木は、延長1メートルにつき3本を標準とし、樹木の位置は、道路境界からおおむね0.3メートル後退したものであること。

(4) 盛土又は構築物に生け垣を設置する場合は、盛土又は構築物の高さが0.5メートル以下であること。

(5) 5年以上良好な維持管理ができること。

(6) この告示による助成金の交付を受けている生け垣が設置された敷地と同一の敷地に設置されるものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としてしない。

(1) 販売を目的とする建築物の敷地内に生け垣を設置しようとする事業者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が対象者として不適当と認める者

(助成金額等)

第3条 助成金の額は、生け垣の設置に要する費用の1メートル当たりの単価(10,000円を限度とする。)に当該生け垣の全長を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、100,000円を限度とする。

2 既存のブロック塀等を撤去し、生け垣を設置する場合における助成金の額は、前項の規定により算出された額に、ブロック塀等の撤去に要する費用の1メートル当たりの単価(5,000円を限度とする。)に当該ブロック塀等の全長(設置する生け垣の全長を限度とする。)を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、50,000円を限度とする。)を加えた額とする。ただし、他の助成を受けている場合は、助成金の額の算出には加えないものとする。

(交付申請等)

第4条 この告示による助成金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生け垣の設置前に、新座市生け垣設置助成金申請書により申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 生け垣設置施工図
- (3) 現況写真
- (4) 助成事業に係る見積書の写し
- (5) 個人情報利用目的外利用同意書

(交付決定)

第5条 前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、速やかに新座市生け垣設置助成金交付決定・申請却下通知書により申請者に通知するものとする。

(助成の条件)

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 交付決定を受けた日から6か月以内に、生け垣を設置すること。
- (2) 第4条の規定による申請の内容を変更し、又は当該申請に係る助成事業を

中止するときは、新座市生け垣設置計画変更等申請書を提出すること。

(3) その他市長が指示する事項

2 前項第2号の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、速やかに新座市生け垣設置計画変更等承認可否決定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第7条 交付決定者は、生け垣の設置が完了したときは、速やかに新座市生け垣設置完了報告書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 助成事業に係る領収書の写し

(2) 生け垣の設置状況が確認できる写真

2 前項の報告書を受理したときは、現地において助成対象に係る生け垣の設置状況を確認するものとする。

(交付確定通知)

第8条 前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、助成金の額を確定し、新座市生け垣設置助成金交付確定通知書により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、新座市生け垣設置助成金請求書により、助成金の交付を市長に請求するものとする。

(助成金の返還)

第10条 この告示による助成金の交付を受けた者が助成金を目的以外に使用し、又は助成の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、助成金の返還を命じるものとする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の生け垣設置助成について必要な事項は、まちづくり未来部長が別に定める。

(令4告示83・一部改正)

附 則

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年告示第196号)

この告示は、平成11年10月30日から施行する。

附 則（平成15年告示第71号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第123号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第104号）

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の新座市生け垣設置助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る生け垣について適用し、同日前の申請に係る生け垣については、なお従前の例による。

附 則（平成23年告示第117号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第193号）

1 この告示は、平成24年7月1日から施行する。

2 改正後の新座市生け垣設置助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後の補助金の交付申請について適用し、同日前の補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則（平成29年告示第507号）

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第390号）

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

2 改正後の新座市生け垣設置助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和4年告示第83号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年告示第296号）

この告示は、令和7年10月1日から施行する。